

書評

合田栄作著『通婚圏』

大明草, 1976, 238+4 ページ

本書は、著者が過去10数年にわたって研究してきた通婚圏（「ここでは地域的通婚圏を意味するところの、婚姻によって婚舎をつくるために、当事者の一方が、他の当事者の所へ居住地を移転する地域的範囲とする」181ページ）に関する諸業績のうち主要なものをまとめたものである。

本書の構成は、第1章 縁組による人口移動の地域別実態、第2章 縁組による人口移動の地域類型、第3章 通婚圏の地理学的研究、付記 調査をかえりみて、となっている。

著者は、「人口移動のうちの、通婚一縁事一移動の究明によって、地域類型を明らかにし、地域理論の樹立を目指すところにある」（はしがき）と本研究の目的を述べている。それは、「地理学の本質が何であるかについては諸種の見解があるが、地域を研究することが発展して、地域性の把握となり、それがさらに地域構造論となってきていていることは大方の見解が一致する所である。したがって通婚圏の研究が、地域構造究明のためになされればより地理学的となり、また地理学としては、地域構造究明のための通婚圏の研究を要請するということにもなる」（168ページ）ためだという。

かかる問題を四国地域を主要な研究対象とし、従来の隣接諸科学の研究史をふまえて、移動者の構成、通婚圏、移動者の年齢、移動者の時期等を指標として、地域的な差異を解明し、その形成要因を市町村の面積、人口、人口密度、農家出稼率、水田率、山林率、地形環境等から明らかにした。

しかし、著者は、地域的な差異の解明をめざしてきた社会人類学の婚姻体系の研究については、何故か触れられていない。そこで、この分野の研究成果を紹介しておこう。蒲生正男は、「(1)イトコ結婚が多いことは、婚姻が家格の同調を前提として、兄弟姉妹関係が同等であることを意味しており、家格の差が存在しないか若しくは頗著でないことを条件とする。イトコ結婚が少ないか或はその禁忌が存在することは、生物学的な近親婚禁忌とは別に社会学的に兄弟姉妹関係が非同等であり、家格の差が頗著であることを条件とする。(2)地域内婚の規整が頗著であれば、ムラ社会の内部における家格の序列を否定するか或は家格の同等を条件としている。反対に内婚的規整が弱いことは、地域社会における家格の差が頗著であることが条件である。……(3)姉女房婚は、内婚的規整を前提とし、妻母の社会的経済的地位が相対的に高いことを条件とする」（蒲生正男、「日本の婚姻体系に関する試論」、『社会人類学』、No. 4, 9~10ページ、1958. 10）といった諸点を指摘している。本書の研究が、高度経済成長以前の昭和24年時点を主対象にしていることにかんがみ、かかる指摘が、第3章 通婚圏の地理学的研究の中で十分に生かされていないのは残念である。というのは、著者のいう通婚圏研究の目的からすれば、かかる指摘は、通婚圏の地域的差異の理解につながるし、また地域構造究明にも通ずると考えるからである。

ともあれ、人口研究者が、本書で展開している理論を積極的に継承・発展させていく道は、女子を主体とする地理的移動（縁組移動）と出生家族（family of orientation）との関係、すなわち親族関係論（kinship relation）一例えば、老親とその子供（縁組移動者）との親族交流の様態へと展開するよりほかにあるだろうか。

（清水 浩昭）